社会福祉法人大仙市社会福祉協議会役員報酬に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大仙市社会福祉協議会（以下「本法人」という。）の定款第２５条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、定款第１８条第１項に規定する理事及び監事をいう。

（２）会長とは、定款第１８条第２項前段に規定される理事をいう。

（３）常務理事とは、定款第１８条第２項後段に規程する理事をいう。

（４）報酬とは、職務執行の対価として支払われる財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

（報酬の支給）

第３条　役員は、原則として無報酬とする。ただし、会長に対しては、その職責の重要性と職務の頻度等に鑑み、次に掲げる報酬を支給するものとし、理事会において常務理事を選定した時の常務理事に対する報酬等の支給については評議員会において別に定める。

種　　別	報酬額	摘　要
会長業務報酬（非常勤・月額）	30,000 円	

（報酬の額の決定）

第４条　本法人の会長の報酬総額は、年間３６万円以内とする。

（報酬の支給日）

第５条　会長の報酬は、毎２１日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、その直近営業日に支給するものとする。

（報酬の支給方法）

第６条　報酬は、原則として通貨をもって本人に支払うものとする。

ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込む方法によることができるものとする。

（公表）

第７条　本法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補則）
第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、会長が別に定める。

附　則
この規程は、平成２９年６月１６日から施行する。
附　則
この規程は、令和２年３月２６日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。